

全国公的扶助研究会規約

(前文)

公的扶助研究会は、わが国の社会保障の根幹をしめる公的扶助制度を中核とする社会福祉の基本法を取り扱う福祉事務所に働く福祉労働者、ならびに関連職種の労働者をはじめ地域住民と共に、普遍的な人間の尊厳と可能性を信頼して、国民の生活の向上と人格の発達に努め、併せてわが国の社会保障の拡充と民主主義の発展に寄与することを目的に活動する自主的研究団体である。

これらの目的をはたすためにわれわれは研究活動の原則として、日本国憲法と地方自治法を遵守して、世界人権宣言、国際人権規約をはじめとして国際的な人権保障の条約、宣言ののちとして現代社会がうみだす貧困を基礎とした、さまざまな生活問題と人格発達の障害状態に対して、全ての労働者と共にその問題の現実的解決と抜本的克服に取り組み、正に健康で文化的な生存権を具体的に確保し、かつ民主的人間形成に努めるところにある。そのためわれわれは自らの社会的責任と役割を常に自覚して、その業務に要請される科学的、専門的な資質の向上と職業倫理に徹するために、個人的・集団的に相互研鑽して、本会の目的達成に国民的支持と連帯のもとに幅広い活動を推進するものである。

第1条 (名称)

本会は、全国公的扶助研究会 (略称「全国公扶研」) と呼ぶ。

第2条 (目的)

本会は、会員及び各地の自主的な研究組織を中心として以下の目的のために活動する。

- (1) 科学的、民主的な公的扶助行政ならびに社会福祉行政の発展に努める。
- (2) 社会福祉職員の専門職化と身分の確保に努める。
- (3) 社会福祉の研究と実践をおしすすめ、社会保障の発展に努める。
- (4) 各地の自主的な研究組織と協力、連携を密にし、研究活動の組織化、活性化に努める。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、運営委員会が定めるところにおく。

第4条 (会員)

福祉事務所職員を中心とし、関連職種又は社会福祉研究者等で本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者は誰でも会員となることができる。

第5条 (機関誌購読者)

機関誌の購読のみを希望する団体及び個人

は購読料を納め購読者となることができる。

第6条 (賛助会員)

自主的研究団体等で第15条に定める会費を納めた者は賛助会員となることができる。

但し、賛助会員は第7条第1項に定める権利のうち(1)(2)及び(4)の全国セミナーの割引きは適用しない。

第7条 (会員の権利、義務)

会員は、会の目的達成のために、以下の権利、義務を有する。

1 (権利)

- (1) 総会に出席し、発言し、評決に加わること。
- (2) 会の運営に参画すること。
- (3) 機関誌の無料送付。
- (4) 全国セミナーの参加費割引、関係出版物の割引購入。

2 (義務)

- (1) 会費の納入。
- (2) 組織拡大に努める。
- (3) 自主的研究組織の組織化、活性化に努める。

第8条 (自主的研究団体との関係)

本会と各地の自主的研究団体との関係は、目的達成のためのパートナーであり、相互に「協力、連携、援助」の関係である。会員はその職場、地域の核であり、各地の自主的研

究団体の「組織化、活性化」を図ることは、会及び会員の使命である。

第9条（事業）

本会は、第2条の目的達成のため、以下の事業を行う。

- 1 調査、研究、提言、出版活動、会員を中心として各地の研究組織や研究機関等と連携を図り、社会福祉関連の制度、施策等に関する調査研究を行い、必要に応じて提言、出版を行う。
- 2 職域、地域活動の推進・援助、職域、地域の自主的研究組織の組織化・活性化のために、情報提供等を積極的に援助を行う。
- 3 機関誌活動、編集委員会を設け、機関誌「公的扶助研究会」を編集発行する。
- 4 セミナー活動、全国セミナーを開催する。
地域の会員および自主的研究団体等の協力を得て実行委員会を組織し、企画実施する。
- 5 各地で自主的に開催されるブロックセミナーとは、協力・協同・支援の関係であり、共同開催も可能とする。

第10条（組織）

本会に、議決機関として総会を、執行機関として運営委員会をおく。

第11条（総会）

総会は年一回開催し、総括、活動方針、予算及び決算を討議し、決定又は承認する。

第13条の役員を選出する。

その他の規約の改廃等の重要事項を審議決定する。

第12条（運営委員）

運営委員会は総会の決定にしたがい、会の業務を処理する。

- 2 運営委員会は、第13条に定める役員のうち会計監査除く全役員で構成する。

第13条（常任運営委員会）

運営委員の内、若干名をもって常任委員会を組織する。

常任委員会は、総会・運営委員会の決定に

したがい、日常業務を処理する。

第14条（役員・参与）

本会に次の役員をおく。

会長 一名

会務を総括し、会を代表する。

副会長 若干名

会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

事務局長 一名

会長の指示のもとに会の事務を処理する。

事務局次長 若干名

事務局長を補佐し、会の事務を処理する。

会計 一名

会の会計事務を処理する。

会計監査 二名

会計の監査を行う。

運営委員 若干名

事務局長のもとで会務を分担処理する。

- 2 役員は総会で選出し、任期は一年とする。但し、再任はさまたげない。
- 3 本会に、参与を置くことができる。

第15条（財政）

本会の経費は、会費、事業収入、寄付金およびその他の収入でまかなわれる。

2 会計は、本部会計および特別会計とする。

3 各特別会計は、本部会計とともに会計監査の監査を受け、総会に報告する。

第16条（会費）

本会の会費は年額六〇〇〇円とし、前納を原則とする。賛助会員は一口一万円以上とする。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終了する。

第18条（運営規定）

運営の具体化については、運営委員会において運営規定を定めることができる。

第 19 条（規約の改廃）

本規約の改廃は総会で行う。

附則

一九九五年度に限り、会計年度は三月一二日より始める。

一九六五（昭和四〇）年六月一三日 制定

一九七七（昭和五二）年九月一日 改正

一九九五（平成七）年三月一二日 全面改正

一九九六（平成八）年四月一四日 一部改正

二〇〇五（平成一七）年五月二二日 一部改正

二〇〇七（平成一九）年六月一〇日 一部改正

二〇一五（平成二七）年五月二四日 一部改正

二〇一六（平成二八）年五月二二日 一部改正